

ショルダープロ普及会 会員規約

(本会の目的)

昨今、日本政府が推し進める働き方改革、および国連が推し進める持続可能な開発目標 (SDGs) など、労働者の健康と仕事の生産性向上が社会より求められています。我が国においては、先進国の中でも極めて仕事の生産性が低いのが現状です。その裏付けの一例として、東京大学と日本臓器製薬により、就労者の腰痛、首周りの不調、肩こりを原因とする経済損失が約6兆円にも上るといふ調査結果も出ています。すなわち、日本の労働者の健康を向上させてこの現状を改善し、日本経済の活性化に貢献することが日本企業に求められています。

前記状況に鑑み、労働者の健康と仕事の生産性向上に資する当社製品「AI イナダチェア ショルダープロ (AIC-P100)」(以下、「対象製品」といいます)を導入している会員が、対象製品の導入による会員自身の成果を取引先などに伝えていただくことを通じて、当社と一体となって日本経済の活性化に貢献し、ひいては対象製品の導入企業に健康経営優良法人になっていただくことを目的とします。

(会費)

本会の会費は無料とします。

(会員の役割)

会員は、自己の取引先又は知人等に対して、積極的に対象製品の普及活動を行うものとします。

(会員が享受するサービス)

会員は、当社より、以下の各号のサービスを受けることができます。

- (1) 当社が対象商品の導入先から得た対象製品を用いた健康経営に資する情報の提供
- (2) 対象製品の活用を前提とした健康経営優良法人認定取得の支援
ただし、認定を保証するものではありません。
- (3) 対象製品の設備投資を前提とした当社が指定する助成金・補助金の申請の支援
ただし、助成金・補助金の獲得を保証するものではありません。

(退会)

会員は、1ヶ月前に当社が定める退会手続きを行うことにより、本会を退会することができます。

(本会の解散)

当社は、会員の承諾なしに、本会を解散することができます。当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(紛争解決)

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とし、本会に関して紛争が生じた場合には、日本法が定める一般法令に従って解決するものとします。

以上